

2024年9月29日
2024年度第3回理事会

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門研修プログラムに関する細則 改定
新旧対照表

旧	新
<p>(プログラムの構成)</p> <p>第2条</p> <p>2 家庭医療専門研修Ⅰ、Ⅱとも、まとまった期間を同一施設で連続して行うブロック研修とする。</p>	<p>(プログラムの構成)</p> <p>第2条</p> <p>2 家庭医療専門研修Ⅰ、Ⅱとも、まとまった期間を同一施設で連続して行うブロック研修とする。<u>1つのブロックは、他に規定する場合を除いて3カ月以上とする。</u></p>
<p>(家庭医療専門研修Ⅰの施設基準と研修内容)</p> <p>第3条</p> <p>3 家庭医療専門研修Ⅰは以下の要件を全て満たす施設で行わなければならない。</p> <p>(1) 患者層：専攻医の経験する症例は、学童期以下が5%以上（予防接種も含む）、後期高齢者が10%以上であること。ただし、小児あるいは後期高齢者の割合がこれを下回る場合、当該の年齢層の患者を断らずに実際に診療を提供していることを過去の受診患者数や事例内容などで明示できれば可とする。これもできない場合、家庭医療専門研修Ⅰの研修期間中に、地域性の近い医療機関で同一期間に当該年齢層の患者の診療を継続的に研修できれば可とする。</p>	<p>(家庭医療専門研修Ⅰの施設基準と研修内容)</p> <p>第3条</p> <p>3 家庭医療専門研修Ⅰは以下の要件を全て満たす施設で行わなければならない。</p> <p>(1) <u>外来における患者層：専攻医が第12条(1)に定める経験症例数を満たせるだけの受診者がいること。ただし、中学生以下の患者の割合がこれを下回る場合、次の要件を満たせば可とする。</u></p> <p>① <u>1人の専攻医が診療する中学生以下の患者数が1カ月あたり6人以上であること。</u></p> <p>② <u>①を満たせない場合、その施設での研修期間中に原則として同一診療圏内の医療機関で、①に示した患者数の診療を継続的に行って研修を補完すること。</u></p> <p>③ <u>第7条(5)に規定する医療過疎地域に位置する施設においては、①、②とも満たせない場合、中学生以下の患者を断らずに実際に診療を提供していることを過去の受診患者数や事</u></p>

<p>(8) 在宅医療：在宅患者への計画的な訪問診療ができる体制をとっていること（在宅療養支援診療所・病院またはこれに準じる施設）。また、患者の急変、緩和ケア（看取りを含む）に対応していること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>例内容などで明示できること。</u></p> <p>(8) 在宅医療：在宅患者への計画的な訪問診療ができる体制をとっていること（在宅療養支援診療所・病院またはこれに準じる施設）。患者の急変、緩和ケア（看取りを含む）に対応していること。<u>また、専攻医が第 12 条(1)に定める経験症例数を満たせるだけの訪問数があること。ただし、訪問診療患者数がこれを下回る場合、次の要件を満たせば可とする。</u></p> <p><u>① その施設での研修期間中に原則として同一診療圏内の医療機関で、第 12 条(1)に示す患者数の訪問診療を継続的に行って研修を補完すること。</u></p> <p><u>② 第 7 条(5)に規定する医療過疎地域に位置した施設においては、①を満たせない場合、訪問診療と往診の患者数を合わせて週に 1 人以上経験でき、そのうち終末期医療を当該施設での研修期間中に 1 人以上経験できること。</u></p>
<p>（家庭医療専門研修Ⅱの期間）</p> <p>第 6 条 家庭医療専門研修Ⅱは第 2 条で定める期間を 3 カ月以上の単位で分割でき、それぞれ別の施設で行うことができる。</p>	<p>第 6 条（削除）</p>
<p>（臨床経験目標）</p> <p>第 12 条 家庭医療専門研修ⅠおよびⅡの研修施設は、専攻医が別表に定める経験目標を達成でき、以下の経験症例数を満たせるよう、研修環境と指導体制を整えなければならない。</p> <p>(1) 家庭医療専門研修Ⅰ</p> <p style="padding-left: 2em;">外来のべ患者数 概ね 30 人／週 以上</p> <p style="padding-left: 2em;">うち、学童期以下 5%以上、後期高齢者 10%以上</p>	<p>（臨床経験目標）</p> <p>第 12 条 家庭医療専門研修ⅠおよびⅡの研修施設は、専攻医が別表に定める経験目標を達成でき、以下の経験症例数を満たせるよう、研修環境と指導体制を整えなければならない。</p> <p>(1) 家庭医療専門研修Ⅰ</p> <p style="padding-left: 2em;">外来のべ患者数 概ね 30 人／週 以上</p> <p style="padding-left: 2em;">うち、<u>中学生</u>以下 5%以上、後期高齢者 10%以上</p>

<p>精神医学・心身医学領域の疾患 概ね 2 人/週 以上</p>	<p>精神医学・心身医学領域の疾患 概ね 2 人/週 以上</p>
<p>(追加)</p>	<p>附則</p> <p><u>(家庭医療専門研修 I の施設基準における小児患者数についての経過措置)</u></p> <p><u>第 5 条 2024 年 9 月 29 日に改定した本則第 3 条第 3 項第 1 号の中学生以下の患者数に関する規定の全面的な適用は、2027 年 4 月 1 日からとする。それまでは移行期間とし、中学生以下の患者数が本則第 12 条(1)に定める割合を下回る場合の対応としては、改定前の基準すなわち、「当該の年齢層の患者を断らずに実際に診療を提供していることを過去の受診患者数や事例内容などで明示できれば可とする。これもできない場合、家庭医療専門研修 I の研修期間中に、地域性の近い医療機関で同一期間に当該年齢層の患者の診療を継続的に研修できれば可とする」も有効とする。</u></p>